

=====
目次
=====

震 災 対 策 編

第 1 章 災害予防計画

第 1 節	都市・インフラの防災対策の推進	1
第 1	地域指定による規制・誘導等	1
第 2	面的整備事業等による安全な市街地の整備	2
第 3	オープンスペースの整備，拡大	3
第 4	道路・橋りょう等の整備	3
第 5	ライフライン施設の防災性の強化	4
第 6	廃棄物処理施設の防災性の強化	8
第 2 節	防災知識の普及	10
第 1	職員に対する防災教育	10
第 2	市民に対する防災知識の普及	10
第 3	児童生徒に対する防災教育	12
第 4	事業所に対する周知啓発	12
第 5	防災上重要な施設の管理者に対する防災教育	12
第 6	防災意識調査	12
第 7	防災に関する調査研究	13
第 8	教訓の伝承	13
第 3 節	防災訓練の実施	14
第 1	市及び防災関係機関の訓練	14
第 2	市民，事業所等の訓練	14
第 3	児童生徒等の防災訓練	14
第 4 節	地域防災の充実	16
第 1	地域における自主防災組織の育成・強化	16
第 2	少年消防クラブ・婦人防火クラブの育成・強化	17
第 3	事業所における自主防災組織の育成・強化	18
第 4	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	19
第 5 節	防災体制の確立	20
第 1	業務継続体制の確保	20
第 2	防災関係機関との連携	20
第 3	他都市との連携	20
第 4	他消防機関との連携	21
第 5	民間事業者等との連携	21
第 6 節	情報・通信システムの整備	22
第 1	情報・通信体制の整備	22

目次

第2	通信施設の防災対策の実施	24
第3	情報・通信システムの整備促進	24
第7節	火災予防の推進	25
第1	出火の防止	25
第2	消防水利・危険箇所等の把握	27
第3	消防力の強化	28
第4	建築物の耐火性の向上	29
第8節	危険物施設等における災害予防対策の推進	30
第1	危険物施設の安全対策	30
第2	火薬類施設の安全対策	31
第3	高圧ガス施設の安全対策	32
第4	L P ガス施設の安全対策	32
第5	毒物・劇物等保有施設の安全対策	33
第6	放射性物質の安全対策	33
第9節	土砂災害予防対策の促進	34
第1	急傾斜地災害対策	34
第2	山地災害対策	34
第10節	飲料水・食料等の確保	36
第1	飲料水等の確保	36
第2	食料・生活必需品の確保	37
第3	市民等に対する指導	39
第11節	防災拠点・避難場所等の整備	40
第1	防災活動拠点の整備	40
第2	避難場所等の指定・整備	42
第3	避難所の管理・運営体制の整備	44
第12節	緊急輸送体制の整備	45
第1	緊急輸送ネットワークの整備	45
第2	緊急輸送車両の確保	46
第13節	医療体制の整備	47
第1	初期医療体制の整備	47
第2	後方医療体制の整備	48
第3	医薬品等の確保	48
第14節	要配慮者支援体制の整備	50
第1	地域における要配慮者安全対策	50
第2	社会福祉施設・医療機関等の安全対策	53
第3	災害時のケア体制の整備	54
第15節	ボランティア活動への支援	55
第1	ボランティア団体等との連絡窓口の設置	55
第2	人材育成及び災害時の活動支援システムの構築	55
第16節	廃棄物処理体制の整備	56
第1	災害廃棄物等処理体制の整備	56

第2	市民への意識啓発	57
第3	し尿処理対策の検討	57
第17節	建築物等の災害予防対策の実施	58
第1	建築物等の災害予防	58
第2	ブロック塀, 落下物等の防災対策	59
第3	文化財等の保護	60

第2章 災害応急対策計画

第1節	災害対策本部の設置	61
第1	災害対策本部等の設置・廃止	61
第2	災害対策本部の組織, 事務分掌	64
第3	防災会議との連携協力	74
第4	業務の継続	74
第2節	職員の動員配備	75
第1	動員基準	75
第2	動員方法	76
第3	動員時の留意事項	78
第3節	災害情報の収集・伝達	79
第1	24時間情報収集体制	79
第2	情報の受伝達体制	79
第3	災害情報等の収集・報告	81
第4	県・国への報告	84
第4節	応急避難対策の実施	87
第1	避難勧告等の発令	87
第2	避難方法・避難誘導	90
第3	避難所の開設	90
第4	地域による避難者の受入れ	92
第5	避難所の管理運営	92
第6	避難所以外への避難者に対する支援	97
第7	帰宅困難者対策	98
第8	県外からの避難者対策	99
第9	広域一時滞在対策	99
第10	避難所の閉鎖	101
第5節	警戒区域の設定	102
第1	実施者	102
第2	設定に伴う措置	102
第3	警戒区域の内容	102
第6節	応援の要請	103
第1	地方公共団体等との相互応援	104

目 次

第2	自衛隊への応援要請	105
第3	その他民間団体に対する応援要請	107
第4	被災地への支援	108
第7節	消防活動の実施	110
第1	応急活動体制の確立	110
第2	情報通信	113
第3	火災防ぎょ活動	113
第4	救助・救急活動	115
第5	危険物施設等の対策	116
第6	応援要請体制	117
第8節	広報広聴の実施	119
第1	広報体制	119
第2	広報内容	119
第3	広報方法	120
第4	報道機関への発表、協力要請	122
第5	パニック防止対策	122
第6	相談所の設置	123
第9節	緊急輸送活動の実施	124
第1	陸上輸送体制の整備	124
第2	緊急輸送車両の確保	126
第3	ヘリコプターの活用	128
第10節	障害物の除去	129
第1	道路障害物の除去	129
第2	住宅関係障害物の除去	130
第11節	飲料水の供給	132
第1	実施体制	132
第2	給水の方法	133
第12節	食料・生活必需品の供給	135
第1	食料の供給	135
第2	生活必需品の供給	137
第3	食料・生活必需品等の受入及び配分等	138
第13節	医療・助産活動の実施	140
第1	医療・救護活動	140
第2	医療ボランティアの活用	144
第3	助産活動	144
第14節	要配慮者対策の実施	146
第1	要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握	146
第2	要配慮者支援策の実施	146
第15節	災害ボランティアの活動への支援	148
第1	災害ボランティアセンターの設置	148
第2	ボランティアの受入	148

第3	ボランティア活動の支援	149
第16節	防疫・保健衛生活動の実施	150
第1	防疫活動	150
第2	保健衛生活動	151
第3	動物の保護管理対策	152
第4	家畜伝染性疾病対策	153
第17節	廃棄物処理の実施	154
第1	廃棄物処理の実施体制	154
第2	日常ごみの処理	154
第3	災害廃棄物の処理	155
第4	し尿の処理	156
第5	死亡獣畜の処理	157
第18節	行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬	158
第1	行方不明者の捜索	158
第2	遺体の処理・埋葬	159
第19節	災害警備の実施	161
第1	警備体制の確立	161
第2	警備活動	161
第3	自主防犯組織等への支援	162
第20節	文教対策の実施	163
第1	児童生徒の安全対策	163
第2	学校施設の応急復旧措置	164
第3	学校教育の再開	165
第4	学用品の調達・支給	166
第5	その他文教施設対策	167
第6	文化財の保護	167
第21節	住宅応急対策の実施	168
第1	応急仮設住宅の建設	168
第2	空家住宅の確保	170
第3	住宅の応急修理	170
第4	建築物の応急危険度判定の実施	171
第22節	二次災害対策の実施	173
第1	土砂災害等対策	173
第2	危険物施設等災害応急対策	174
第23節	ライフライン等の応急復旧対策の実施	178
第1	水道施設	178
第2	下水道施設	179
第3	電力施設	180
第4	ガス施設	180
第5	電話施設	181
第6	交通施設（鉄道，バス）	181

第24節	市管理施設の応急対策の実施	182
第1	公共施設の応急対策	182
第2	交通施設（道路・橋りょう）の応急対策	183
第25節	義援金品の受入・配分	184
第1	義援金品の募集	184
第2	義援物資の受入・配分	184
第3	義援金の受入・配分	185
第4	広報	185
第26節	災害救助法の適用	186
第1	適用基準	186
第2	被災世帯の算定基準	186
第3	災害救助法の適用要請	188
第4	救助の実施	188

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧・復興	190
第1	災害復旧事業の実施体制	190
第2	災害復旧事業計画の策定	190
第3	復興計画の策定等	191
第2節	激甚災害の指定	192
第1	方針	192
第2	激甚災害の指定手続き	192
第3	激甚災害に係る特別財政援助	193
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助の確保	195
第1	法律等により一部負担又は補助を受ける事業	195
第4節	民生安定化のための緊急措置	197
第1	生活相談の実施	197
第2	り災証明書の発行	197
第3	災害弔慰金等の支給	198
第4	被災者生活再建支援制度	199
第5	災害援護資金等の貸付	199
第6	住宅確保の支援	199
第7	被災中小企業等の復旧支援	200
第8	市税等の徴収猶予及び減免	200

第4章 東海地震の警戒宣言発表時の緊急応急対策

第1節	総則	201
第1	計画作成の趣旨	201
第2	計画作成の基本方針	201
第2節	警戒宣言発令までの対応措置	202
第1	気象庁が発表する東海地震に関する情報の種類	202
第2	警戒体制への準備	202
第3	東海地震に関連する情報の伝達	203
第3節	警戒宣言発令時の対応措置	204
第1	警戒体制の確立	204
第2	警戒宣言の伝達	205
第3	警戒解除宣言の伝達	205
第4	各部の対応	206
第5	広報対策	206
第6	教育・医療・社会福祉施設等の対策	207
第7	住民のとりべき措置等	208